

大府医発第 478 号
令和 5 年 12 月 26 日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会
会長 高 井 康 之
(公印省略)

公益通報者保護制度の広報資料の周知について (依頼)

時下益々ご清祥のことと拝察いたします。

平素は本会事業に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度、日本医師会より本会に対し、標記の連絡及び周知方依頼がありました。要旨は次の通りです。

公益通報者保護法は、事業者における法令違反行為を労働者が通報した場合に、解雇等の不利益取扱いから保護し、事業者の法令遵守を強化することを目的として、平成 18 年 4 月 1 日に施行されました。令和 4 年 6 月には、同法の改正が施行されています。

改正法施行後約 1 年を経過した本年 7 月には、中古車買取・販売大手の不祥事が発覚し、消費者庁では、同社に対しては、公益通報者保護法に基づく、初の報告徴収及び指導が実施されました。また、同社以外の義務対象事業者、努力義務対象事業者においても、必要な体制を整備していない事例が確認されているとのことです。

こうした中、今年度の総合経済対策において、公益通報者保護法の周知・啓発が掲げられており、消費者庁では、下記のとおり、事業者・従業員向けの複数の広報資料を作成し、消費者庁HPで公開しております。

(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/hajimete)

【消費者庁ホーム ⇒ 注目情報・キーワードの「公益通報者保護制度」
⇒ はじめての公益通報者保護法 の順でご覧ください。】

つきましては、貴会におかれましても本件につきご了知いただくと共に、貴会所属の医療機関等に周知を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

【事務局】
一般社団法人大阪府医師会総務課企画室
TEL 06-6763-7021 Fax06-6764-0267